二　ボラティリティ調整率を適用する対象である資産が次の表に掲げる資産種別に該当する場合　その該当する資産種別に応じて、同表の下欄に定めるボラティリティ調整率

資産種別	ボラティリティ調整率
［略］	
適格金融資産担保以外の資産（当該資産について第五十五条第一項第八号に定める与信相当額を算出する場合、SA－CCRを用いて派生商品取引若しくは長期決済期間取引に係る与信相当額を算出する場合においてこれらの取引に係る与信相当額が算出される担保の提供に用いるとき又は第六十七条ただし書の定めるところによりレポ形式の取引について第六十六条各号及び第六十七条各号に掲げるもの以外の資産を用いる場合に限る。以下同じ。）	二十五パーセント

2　［略］

（エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準）

第八十四条　［略］

2　前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

［一・二　略］

三　農林中央金庫が標準的手法を採用した場合の理事等がレポ形式の取引に係るエクスポージャー変動額の管理手続に積極的に関与していること。

［四～六　略］

［3～5　略］

第八目　削除

第九十条　削除

二　ボラティリティ調整率を適用する対象である資産が次の表に掲げる資産種別に該当する場合　その該当する資産種別に応じて、同表の下欄に定めるボラティリティ調整率

資産種別	ボラティリティ調整率
［同上］	
適格金融資産担保以外の資産（当該資産について第五十五条第一項第八号に定める与信相当額を算出する場合又は第六十七条ただし書の定めるところによりレポ形式の取引について第六十六条各号及び第六十七条各号に掲げるもの以外の資産を用いる場合に限る。以下同じ。）	二十五パーセント

2　［同上］

（エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準）

第八十四条　［同上］

2　［同上］

［一・二　同上］

三　農林中央金庫が標準的手法を採用した場合の理事がレポ形式の取引に係るエクスポージャー変動額の管理手続に積極的に関与していること。

［四～六　同上］

［3～5　同上］

第八目　包括的手法における担保付派生商品取引

（計算方法）

第九十条　農林中央金庫が標準的手法を採用した場合に包括的手法を適用する場合であって、先渡、スワップ及びオプション等の派生商品取引についてカレント・エクスポージャー方式を使用し、かつ、適格金融資産担保を用いるときのエクスポージャーの額は、次の式により算出する。

$$E^{*}=(RC+アドオン)-C_{A}$$

E^{*}は、信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額（ただし、零を下回らない値とする。）

RCは、第五十六条の二第二項第一号に定める再構築コスト

アドオンは、同条第三項第一号に定めるグロスのアドオン

C_{A}は、H_{c}（適格金融資産担保に適用するボラティリティ調整率）及びH_{fx}（エクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率）を適用した後の担保額

2　法的に有効な相対ネッティング契約が存在する場合は、前項のRCは第五十六条の二第二項第二号に定めるネット再構築コストとし、また、アドオンは同条第三項第二号に定めるネットのアドオンとする。

3　前項に規定する場合において、第一項のH_{fx}は、当該相対ネッティングが行われる場合の決済通貨と金融資産担保の通貨が異なるときに適用するものとする。